

# 市場第一部銘柄指定審査に関する回答書記載要領

(はじめに)

「市場第一部銘柄指定審査に関する回答書」(以下「回答書」といいます。)は、有価証券上場規程第307条に基づき市場第一部銘柄指定の申請を行う上場会社(以下「申請会社」といいます。)の事業内容等を把握するための審査資料の一つとしてご提出いただくものですので、申請会社の実態に即して分かりやすく記載してください。

(記載上の注意)

- (1) 「回答書」は、新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)記載要領(以下「Ⅱの部記載要領」といいます。)に準じて作成してください。
- (2) 回答書において記載すべき事項のうち、当取引所への上場申請時に提出した「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」(以下「Ⅱの部」といいます。)に記載した内容と同一となる部分がある場合には、回答書の当該部分にその旨を記載し、当該「Ⅱの部」の該当部分の写しを添付することにより回答書における記載を省略することができます。
- (3) 「Ⅱの部記載要領」における「上場申請」は、「回答書」では「市場第一部銘柄指定申請」又は「申請」と読み替えます。
- (4) 「Ⅱの部記載要領」における「新規上場申請者」「既上場会社」は、「回答書」では「申請会社」と読み替えます。
- (5) 「Ⅱの部記載要領」における「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」「Ⅱの部」は、「回答書」では「有価証券報告書」「回答書」と読み替えます。
- (6) その他、「Ⅱの部記載要領」における「(記載上の注意)」に基づき記載してください。

(用語の定義)

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

## I. 申請理由について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

## II. 企業グループの概況について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

## III. 事業の概況について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

## IV. 経営管理体制等について

### 1. ～4.

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

### 5. 適時開示体制について

#### (1) ～ (3)

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

#### (4) 削除

### 6. 有価証券報告書の作成体制等について

#### (1) 有価証券報告書の作成体制について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

#### (2) 最近5年間及び申請事業年度における有価証券報告書等の訂正の状況及び再発防止策

有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいいます)を作成し、最近5年間及び申請事業年度において訂正(訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書の提出)を行ったことがある場合には、その具体的な内容(訂正日、対象となる有価証券報告書等、訂正内容、訂正発見の経緯、訂正に関連して行われた処分の内容(課徴金納付命令勧告等))を記載してください。また、当該訂正の発

生原因分析、それを踏まえた再発防止策の内容、現状での整備運用状況も併せて記載してください。

7. ～10.

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

11. 最近5年間及び申請事業年度において金融商品取引所より受けた実効性確保措置及び当該措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況について

既上場会社においては、最近5年間及び申請事業年度において金融商品取引所より受けた実効性確保措置(特設注意市場銘柄の指定、改善報告書の徴求)の内容(当該措置を受けた時期及び理由を含みます。)について記載してください。

また、金融商品取引所より実効性確保措置を受けている場合には、当該措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況を記載してください。

V. 株式等の状況について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

VI. 経理・財務の状況について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

VII. 予算統制等について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

VIII. 過年度の業績等について

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

IX. 今後の見通しについて

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

X. その他について

(1)～(2)

(「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

※ 「回答書」においては「Ⅱの部記載要領」X. (3)及び(4)に該当する事項を記載する必要はありません。

XI. 添付書類について

次の資料を添付してください。

(1)～(2) (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

(3)最近5年間において有価証券報告書を作成している場合は、当該有価証券報告書に記載されている連結財務諸表及び財務諸表(最近2年間に終了する各事業年度の有価証券報告書に記載されている連結財務諸表及び財務諸表を除きます。)の写し(法定開示書類としてEDINETに掲載されている場合は不要です。)

(注)イ 有価証券報告書を作成していない期間において、「Ⅰの部」を作成している事業年度がある場合には、当該「Ⅰの部」に記載されている連結財務諸表(有価証券報告書に記載されている連結財務諸表と同一の連結会計年度に係る連結財務諸表を除きます。)及び財務諸表(有価証券報告書に記載されている財務諸表と同一の事業年度に係る財務諸表を除きます。)の写しを提出してください。また、最近5年間のうち、有価証券報告書及び「Ⅰの部」に記載されている連結財務諸表以外に連結財務諸表を作成している場合は当該連結財務諸表の写しを提出してください。

ロ 添付する連結財務諸表には、連結財務諸表規則第13条から第15条の24までに規定される事項を含むものとします。

ハ 添付する財務諸表には、財務諸表規則第8条の2から第8条の30までに規定される事項を含むものとします。

(4) (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

(5)最近2年間及び申請事業年度の取締役会議事録の写し

(6)～(13) (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

(14)最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近2年間に終

了する各事業年度の有価証券報告書に記載されている連結財務諸表及び財務諸表に添付される監査報告書を除きます。)並びに各事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書(四半期財務諸表等を作成していない期間においては中間監査報告書を含みます。)の写し

(15)最近1年間に終了する事業年度の内部統制報告書の写し

(16)～(18) (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)

以 上

最終更新日	2020年2月7日
適用対象	2020年2月7日以降に申請を行う申請会社から適用